

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「移送される者の健康管理の観点から、処方薬の投与が一時的に途切れることがないように措置を講ずるべきである。」等の意見を踏まえて、平成 26 年 2 月 18 日、警察庁及び法務省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

留置施設では、処方薬を投与していた被留置者を刑事施設へ移送する際、未投与の処方薬は廃棄される。また、入所した刑事施設では、直ちに医師の診察（処方薬の投与）が受けられるとは限らず、被収容者の服薬等が一時的に途切れるおそれがある。仕組みを見直してもらいたい。

（注） 本件は、平成 24 年 5 月に行政相談委員が受け付けた相談である。

○ 留置施設及び刑事施設における処方薬の投与の取扱い

留置施設では、被留置者を刑事施設に移送する際、当該被留置者が留置施設において処方された処方薬に未投与分があっても、公費で支払っており、当然には被留置者の私物とはならないとして、刑事施設に引き継がず廃棄している。このようなこともあり、当省が抽出調査したところ、刑事施設では、入所当日に医師が不在の場合に継続的に処方薬が投与されなかった事例がみられた。

なお、厚生労働省は、施設側が対価を支払っていたとしても処方薬の所有権は被留置者にあるとしている。

○ 被留置者に対する処方薬の授与の適正化

留置施設においては、被留置者に対し、おおむね一月につき 2 回、医師の健康診断を行わなければならないとされている。しかし、警察庁は、長期間留置されることが見込まれる被留置者の中には、健康診断時に一月分以上の分量の薬剤を処方された事例もあるとしている。

（あっせん要旨）

警察庁及び法務省は次の措置を講ずる必要がある。

- ① 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ（引渡し）を刑事施設と連携して行うよう都道府県警察を指導すること。
また、留置施設の被留置者に投与する処方薬については、次の健康診断の実施時期を考慮した適正な分量が授与されるよう都道府県警察を指導すること。（警察庁）
- ② 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ（引受け）を留置施設と連携して行うこと。
また、緊急的な移送などによって入所当日に刑事施設の医師による診察ができない場合に備え、態勢を整えること。（法務省）

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、被留置者を緊急的に刑事施設へ移送する場合、刑事施設で健康診断を受けるまでの間、処方薬の投与を途切らせなくすることが期待できる。また、処方薬が投与されていた被留置者について、未投与の処方薬を減らすことが期待できる。

留置施設及び刑事施設における処方薬の投与の取扱いに係る要改善事例等

1 留置施設及び刑事施設における処方薬の投与の取扱い

(1) 留置施設における要改善事例

厚生労働省は、被留置者に投与するために処方された薬剤については、留置施設側が対価を支払っていても、また、処方薬の管理をしていても、あくまで、所有権は被留置者にあるとしている。

しかし、警察庁は、留置施設では被留置者を刑事施設に移送する際、当該被留置者が留置施設において処方された処方薬に未投与分があっても、廃棄しているとしている。

(2) 刑事施設における要改善事例

法務省は、刑事施設では、入所当日に診察できるようにしているとしている。

しかし、当省が抽出調査した 8 刑事施設の 80 人(留置施設において処方薬の投与を受けていた者)のうち、78 人は入所当日に継続的に処方薬を投与されていたが、残る 2 人は入所当日に継続的に処方薬を投与されていなかった。

このことについて、法務省では、緊急的な移送などによって入所当日に医師の診察ができない場合には准看護師の資格を有する刑務官が医師に報告し医師の指示を受けて対応しているとしている。

2 被留置者に対する処方薬の授与の適正化（留置施設における要改善事例）

施設法第 200 条第 2 項(※1)では「留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令(※2)で定めるところにより、当該留置業務管理者が委嘱する医師による健康診断を行わなければならない。」と規定されていることから、健康診断ごとに授与される処方薬の分量を 2 週間分程度とすれば、移送時に未投与となる処方薬を減らすことができると考える。

しかし、警察庁によれば、留置施設においては、長期間留置されることが見込まれる被留置者の中には、健康診断時に一月分以上(30～40日分)の分量の薬剤を処方された事例もあるとしている。

※1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）
（健康診断等）

第 200 条（略）

2 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところにより、当該留置業務管理者が委嘱する医師による健康診断を行わなければならない。留置施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

3（略）

※2 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 42 号）の第 12 条において健康診断の項目を規定している。

処方薬の引継ぎに係る関係機関の意見

1 警察庁の意見

薬代等は公費で支払っており、また、診療に際し処方された薬剤は、当然には、被留置者の私物とはならないことなどから、制度的に、留置施設において診療の際し処方された薬剤を刑事施設に引き継ぐこととするのは薬事法に抵触する可能性があるのではないかと懸念される。

→ (当省の見解)

処方薬について、被留置者に所持させる形態を採ることなく移送の際にも留置施設側で処方薬を管理して留置施設側から刑事施設側に直接引き継ぐことについては、厚生労働省の意見にあるように薬事法には抵触しないものと考えられる。

2 法務省の意見

被収容者が自ら異物を混入するなどの細工が加えられている可能性を完全に払拭させることはできないものと懸念される。

→ (当省の見解)

現状、留置施設では施錠のできる保管庫内で処方薬を保管管理していて、投与の都度 1 回分を留置担当官が被留置者に手渡して投与しているため、留置施設における処方薬には被収容者が自ら異物を混入するなどの細工を加えている可能性はないものと考えられる。

3 厚生労働省の意見

その患者に対して薬物治療が必要と判断されたために処方せんが交付されたものであるため、その処方せんに基づいて調剤された医薬品はその患者のものであると解釈される。

留置施設側が対価を支払っていようが、処方薬の管理をしていようが、あくまで、処方薬の所有権は被留置者にあると考える。

診療を受けた者に対して交付された処方せんに基づいて調剤された医薬品が被留置者の所持品とならないとすると、警察(留置施設)が薬局や医薬品販売業の許可なしに医薬品を被留置者へ授与していることとなり、薬事法第 24 条違反となり得る。

あくまで、管理しているだけということであれば問題ない。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長